



熊本県公報

第13001号
令和3年(2021年)
2月16日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱…………… (会計課) 1
 - 政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する手続…………… (〃) 1
 - 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 2
 - 農地の利用権の設定に関する裁定の申請…………… (農地・担い手支援課) 2

告 示

熊本県告示第140号

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和3年(2021年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年熊本県告示第446号の2)の一部
を次のように改正する。
第1条中「協定、同条に規定する改正協定」を「2012年3月30日ジュネーブで作
成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15
日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

熊本県告示第141号

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する手続を次のように定める。
令和3年(2021年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する手続
政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年熊本県告示第770号)の一部を次のよ
うに改正する。
第2の1中「協定、同条に規定する改正協定」を「2012年3月30日ジュネーブで
作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月1
5日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

熊本県告示第142号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法
第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に
適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規
定により公示する。

令和3年(2021年)2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち上天 草市大矢野町中の地区	総トン数10トン未満の漁船により主とし てたこを採捕することを目的とする漁業

公 告

熊本県公告第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字石ノ窪2467番3及び同2468番1
1, 109.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区健軍一丁目27番1号
株式会社愛住宅

熊本県公告第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
【1工区】
上益城郡益城町大字福富字上北田492番1、同492番2、同492番3、同493番、同494番、同495番1、同496番、同497番2、同498番2、同499番、同499番2、同499番3、同500番、同501番1、同501番2、同501番3、同大字惣領字北田891番2、同891番3、同894番1、同894番2、同896番、同897番、同898番、同903番、同903番2、同903番3、同908番1の一部、同908番5の一部及び同912番1の一部
21, 919.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
益城町

熊本県公告第91号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったため、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。
令和3年（2021年）2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3223番1	田	1, 173
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3223番2	田	628
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3268番	田	1, 094
上益城郡山都町下名連石字湯ノ尻3269番	田	852

- 2 申請に係る農地の利用の現況
当該農地について、耕作の事業に従事する者が不在となっている（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1項第1号イに該当する。）。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続き後に、公益財団法人熊本県農業公社から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和3年（2021年）4月1日	20年	0円
令和3年（2021年）4月1日	20年	0円
令和3年（2021年）4月1日	20年	0円
令和3年（2021年）4月1日	20年	0円

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
(1) 提出期限
令和3年（2021年）3月2日
(2) 提出先
熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項